

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年1月31日付けで行った、「経過記録 R06.01.18 15:00」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和6年1月19日付けで実施機関に対し、「〇〇児童相談所における令和6年1月18日の〇〇警察からの問合せに関する情報」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、法律第82条第1項の規定に基づき、令和6年1月31日付けで本件開示請求について、〇児第〇〇号により本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和6年3月25日付けで実施機関に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

当審査会は、本件審査請求について、令和6年7月31日付けで、実施機関から法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

ア 不開示理由に基づき正しい口頭説明をするよう求める。

イ 開示されるべき箇所が開示となっていないため、正しい部分開示に訂正するよう求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書

(ア) 不開示理由の説明について

審査請求人が、令和6年2月7日に開示を受けた際、対応した2名の職員に対して、「黒塗り部分は誰に影響があるのか」と確認したところ「開示請求者」との説明を受けた。

不開示理由である、法律第78条第1項第7号は、開示請求者への影響ではないため、複数回、当該職員に確認したが、回答は変わらなかった。

後日質問状にてやりとりすることとしたが、回答は的を射ておらず理解が困難であったため、審査会による正しい判断を求めて本件審査請求に至った。

(イ) 法律第78条第1項第2号ただし書イについて

不開示とされた文書の記事欄には、法律第78条第1項第2号ただし書イに関する情報が含まれているにもかかわらず、全て黒塗りとされており、法律第79条第1項に違反しているため、開示すべきである。

イ 反論書

(ア) 不開示理由の説明について

不開示理由は、「児童相談所と関係機関との連絡、協議に係る情報であって、開示することにより、率直な記載が困難となり、また、児童虐待に対する関係機関の対応方針等を明らかにするおそれがあり、児童相談所が行う、児童の安全確保等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、個人情報保護に関する法律第78条第1項第7号柱書きに該当するため」となっている。この不開示理由は定型文であるが、複数の条件が存在しているため、一般的な理由でかまわないからと前置きし、担当に順次質問を行うこととした。

「開示することにより、率直な記載が困難となり」とあるため、「なぜ、審査請求人がこの情報を見ることで（児童相談所の）率直な記載が困難になるのか」と

質問したところ、「書いてある理由のとおりで、これ以上は内容にかかわってきてしまうので言えない」と、一般的な理由と求めたにもかかわらず、本件にかかわるからと回答を拒否された。回答できないのは「条文に書いてあるとおりの説明に該当した」と十分な不開示理由ではなく、不開示理由に不備があることを自白した。

次に、「児童の安全確保等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とあるため、「審査請求人が警察から連絡内容を見ると、どういったことに支障をきたすのか、特に本件としてではなく一般的な回答でも問題ない」と質問したところ、再び「記載のとおり理由までしか答えられない」と回答を拒否した。

「この支障は、審査請求人が見るとですよ」と尋ねると、「審査請求人に対して影響があると判断して」との回答であった。

担当は不開示理由を説明できなかった。また、これ以上の説明はしないと〇〇児童相談所で決定しておきながら、審査請求手続においては説明するという矛盾した対応をしている。情報開示担当であれば、理由を開示の場で説明できるものだが、説明内容をあらかじめ所で決定するなど、個人情報保護事務の手引きにも未記載のインチキ手続き若しくは担当のでまかせと言わざるを得ない。このような理由不備があった場合、不開示処分は取り消されなければならない。

(イ) 法律第78条第1項第2号ただし書イについて

法律第78条第1項第2号はただし書イからハに掲げる情報を開示すべきとしている。掲げられているただし書イには、慣行として知ることができる情報が規定されており、保有個人情報の開示に関する対応においては、請求者の家族構成に関する情報は、「慣行として知ることができる情報」として扱われている。

今回警察に伝えた行方不明人は、審査請求人の子どもであるため、子どもの氏名は「慣行として知ることができる情報」に該当する。よって、子どもの氏名に関する箇所については開示すべきである。

(ウ) 今回は審査請求人の子どもの情報も存在するが、子どもは成人しており、児相の業務の遂行や児童の安全確保などの業務は存在せず、当然ながら支障を及ぼすおそれもありえない。テンプレートを用いた架空のおそれによる不当な不開示であることは明らかである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 不開示理由の説明について

令和6年2月7日に処分庁の職員2名が審査請求人の確認（質問）に関し、「開示請求者」と発言したことは認める。しかし、この発言は個人情報開示制度一般に関するものであり、当該個人情報開示決定に関するものではない。また、不開示理由について、法律第78条第1項第1号に該当することを以て、不開示情報部分が開示請求者に影響があるとの説明をしたわけではない。不開示の具体的な理由について、職員は、令和6年1月31日付け〇児第〇〇号「保有個人情報部分開示決定通知書」のとおりとしか述べていない。

(2) 法律第78条第1項第2号ただし書イについて

審査請求人は、法律第78条第1項第2号ただし書イに関する情報が含まれているにもかかわらず全て黒塗りとされており、法律第79条第1項に違反しており、開示すべきであると主張している。

しかし、法律第78条第1項第2号ただし書イの規定に基づき、処分庁が不開示とした理由をもってしても開示請求者に当該不開示部分を開示すべきとの特段の法令の規定又は慣行の存在は確認できない。

本件処分は、法律第78条第1項第7号柱書きに該当する部分を不開示とし、不開示情報部分以外は開示しており、法律第79条第1項には違反していない。

不開示情報部分には、関係機関の職員及び関係機関の職員とのやり取りに関する情報が含まれており、単なる事実の記載ではなく、判断を含むものである。児童相談所が業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠である。関係機関の職員及び関係機関の職員とのやり取りに関する情報を開示すると、児童相談所職員及び関係機関の職員が今後記録の作成に当たり、開示されることを恐れて、児童及びその保護者に関する判断の内容を記録することを躊躇することが想定される。その結果、自由な意見交換や連携が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強い。

よって、開示することにより率直な記載ができなくなり、また、児童虐待に対する関係機関の対応方針等を明らかにするおそれがあり、児童相談所が行う児童の安全確保等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法律第78条第1項第7号柱書きに該当するものとして不開示としたことは正当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、令和6年1月18日に〇〇児童相談所が〇〇警察署から問合せを受けた際に作成した「経過記録 R06.01.18 15:00」である。

審査請求人は、他の開示された部分の内容から、本件対象保有個人情報の不開示部分には、審査請求人の子どもの氏名が記載されていると推測し、文書の記事欄全てを不開示にするのは、法律第79条第1項に違反しており、開示すべきと主張しているため、当審査会では、本件処分の妥当性について以下検討する。

(2) 開示・不開示の妥当性について

ア 法律第78条第1項第7号柱書きについて

法律第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを掲げている。

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、実施機関が法律第78条第1項第7号柱書きに該当するとして不開示とした部分には、関係機関との連絡、協議に係る情報が具体的に記載されており、児童相談所と関係機関における対応方針や判断を含む情報が記載されていることが認められた。

本件対象保有個人情報の不開示部分を開示すると、今後、児童相談所職員が開示されることを恐れて関係機関との連絡の内容や判断の内容等を記録することに慎重になり、その結果、自由な意見交換や連携が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが認められる。

したがって、当該不開示部分を開示すると、実施機関の業務の適正な遂行に支障

を及ぼすおそれが認められ、法律第78条第1項第7号柱書きの不開示情報に該当するため、開示しなかった実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分には、審査請求人の子どもの氏名が記載されていると推測し、法律第78条第1項第2号ただし書イに該当する部分を開示すべきと主張するが、当該不開示部分は、上記のとおり法律第78条第1項第7号柱書きに該当するため、法律第78条第1項第2号ただし書イ該当性については判断するまでもない。

イ 法律第79条第1項について

法律第79条第1項は「行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。本項の規定は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、法律第78条第1項第7号柱書きに該当し、不開示とした情報を除いた部分について開示しているため、法律第79条第1項に違反しているとは言えない。

(3) 不開示理由について

実施機関が不開示とした理由のうち「児童相談所が行う、児童の安全確保等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とした部分について、審査請求人は、「子どもは成人しており、児相の業務の遂行や児童の安全確保などの業務は存在せず、当然ながら支障を及ぼすおそれもありえない。テンプレートを用いた架空のおそれによる不当な不開示であることは明らかである。」と主張している。

確かに、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条において「この法律で、児童とは、満18歳に満たない者（後略）」と定義されている。また、児童相談所は法第12条第1項に基づき都道府県により設置され、専門的見地から、児童及びその家庭等からの相談に応じ、必要な調査、判定、指導等を行い、また、児童の一時保護を行う等の業務を行うこととされている。

しかしながら、児童相談所運営指針（令和5年3月29日版）第1章第3節1.（4）

において、「児童相談所が対象とするこどもとは18歳未満の者をいうが、(中略) 18歳までにかかわってきた者の自立に資するためには、18歳以上でも直接支援を行っている他機関の要請があった場合、その者の最善の利益を優先して検討し対応する必要がある。」とされている。また、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(以下「児童虐待防止法」という。)第4条第1項は、「国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。)(中略)を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所(中略)その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。」と規定している。これにより、児童相談所がかかわってきた児童が18歳以上となった場合でも、その自立のための必要な援助が求められていることが明らかである。

以上のことから、児童相談所が関わってきた児童が成人したとしても、児童相談所が当該元児童の安全を確保する必要がないとすることは、法や児童虐待防止法の趣旨からも妥当とは言えない。したがって、本件における審査請求人の子どもに関する情報のやりとりは、児童相談所の業務遂行のために行われたものであると認められ、実施機関が不開示とした理由は不当とは言えない。

(4) その他

審査請求人は、不開示理由に基づき正しい口頭説明をするよう求めており、開示当日の対応についても争点とすべきである旨主張するが、当審査会は本件処分の違法又は不当について判断するものであり、開示当日の対応の是非について判断するものではない。

また、審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

加藤 隆之、奥山 亜喜子、栗原 隆之

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和6年 7 月 3 1 日	諮問（諮問第187号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年 8 月 2 7 日	審議
令和6年 9 月 2 0 日	審議
令和6年10月 2 2 日	審議
令和6年12月 6 日	答申